

特別法人事業譲与税の概要

区 分	内 容
1 譲与団体	都道府県
2 譲与総額	特別法人事業税（国税）の収入額の全額 ※ 令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を含む。
3 譲与基準	人口 ※ 不交付団体に対する譲与制限あり（当初算出額の75%を控除（財源超過額が上限））。
4 譲与時期	5月、8月、11月、2月
5 譲与税の使途	条件・制限なし
6 R3地方財政計画	12,627億円

（参考）特別法人事業税（国税）の概要

区 分	内 容															
1 納税義務者	法人（法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者）															
2 課税客体	基準法人所得割額及び基準法人収入割額															
3 課税方式	申告納付															
4 課税標準及び税率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人区分</th> <th style="text-align: center;">標準税率</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">基準法人 所得割額</td> <td style="text-align: center;">260%</td> </tr> <tr> <td>所得割額により法人の事業税を課される特別法人</td> <td style="text-align: center;">34.5%</td> </tr> <tr> <td>所得割額により法人の事業税を課される法人</td> <td style="text-align: center;">37%</td> </tr> <tr> <td>収入割額により法人の事業税を課される法人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基準法人 収入割額</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人</td> <td style="text-align: center;">40%</td> </tr> </tbody> </table>	法人区分	標準税率	税率	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人	基準法人 所得割額	260%	所得割額により法人の事業税を課される特別法人	34.5%	所得割額により法人の事業税を課される法人	37%	収入割額により法人の事業税を課される法人	基準法人 収入割額	30%	収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人	40%
法人区分	標準税率	税率														
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人	基準法人 所得割額	260%														
所得割額により法人の事業税を課される特別法人		34.5%														
所得割額により法人の事業税を課される法人		37%														
収入割額により法人の事業税を課される法人	基準法人 収入割額	30%														
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人		40%														
5 適用期日	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。															